

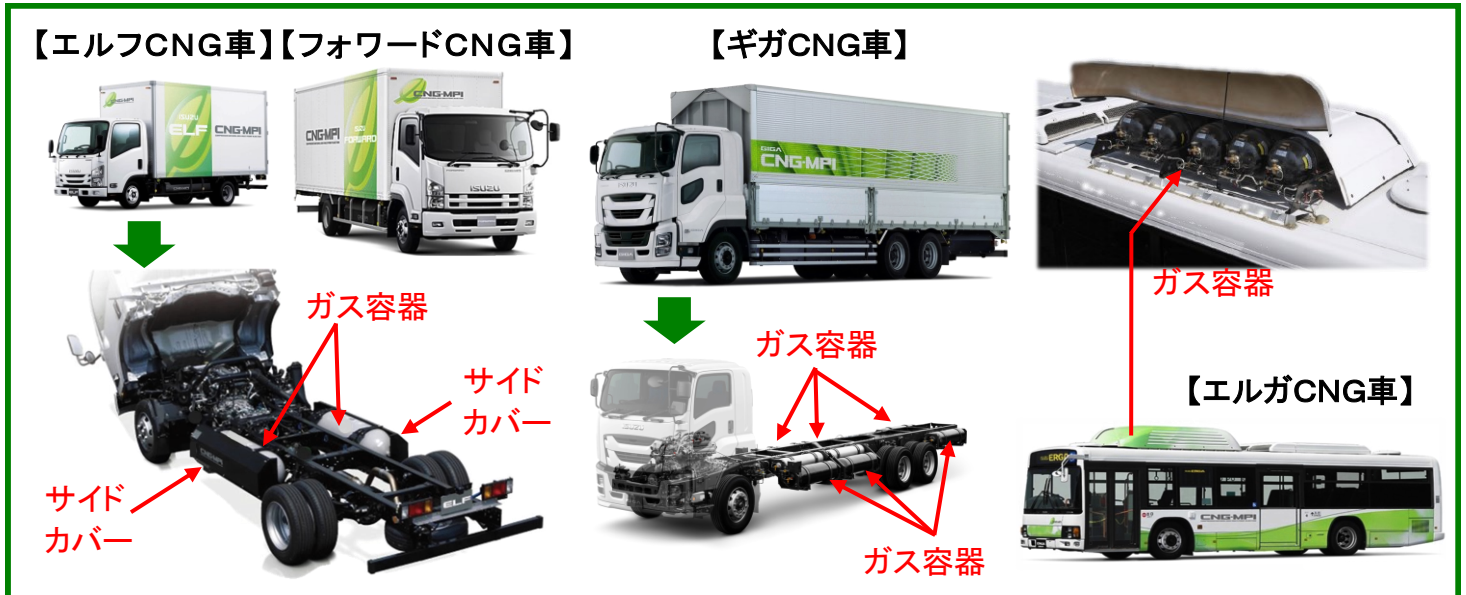
自動車メーカー提供記事（いすゞ自動車株式会社）

■ 圧縮天然ガス車（CNG*車）のガス容器取外しと適正処理について

（*CNG: Compressed Natural Gas）

1. いすゞ自動車のCNG車

小型トラック「エルフ」、中型トラック「フォワード」、大型トラック「ギガ」及び路線バス「エルガ」・「エルガミオ」にCNG車を販売しております。使用済自動車になった場合、ガス容器の処理には注意が必要です。



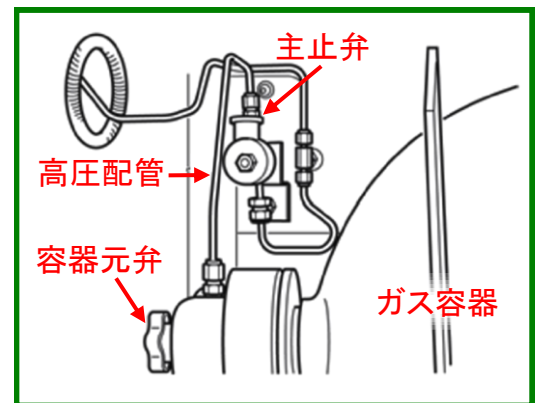
2. 使用済CNG車におけるガス容器の適正処理

(1) いすゞ自動車ホームページの環境情報に掲載してある「CNG車ガス容器くず化マニュアル」（以下マニュアルという）に従い作業をしてください。

URL : http://www.isuzu.co.jp/company/csr/recycle/info/pdf/vehicles_cng.pdf

(2) エルフにおける適正処理の例

- ① ガス容器及び配管内の残留ガスは、エンジンを始動し、停止するまでアイドリング状態にします。
- ② 残留ガスがなくなったことを燃料計（圧力計）で確認します。
- ③ 再度エンジンをかけて始動しないことを確認後、バッテリー端子を外します。
- ④ ガス容器を覆っているサイドカバー（上図参照）を外します。
- ⑤ 容器元弁を閉じ主止弁から容器元弁間の高圧配管を取り外します。
- ⑥ 以後、マニュアルに従いガス容器を取り外します。
- ⑦ 取り外したガス容器の処理は近隣の「**容器の残ガス処理及びくず化処理対応事業所**」に依頼してください。
事業所はマニュアルに記載してありますので参照ください。



(3) ガス容器の保管

車両に搭載していないガス容器は保管上の制約と処理責任が発生します。「高圧ガス保安法」及び「一般高圧ガス保安規則」を厳守し、都道府県知事の許可を受けた貯蔵所に保管してください。

《ガス容器の使用に関する規定》

ガス容器は永久に使用できるわけではなく、「高圧ガス保安法」及び「一般高圧ガス保安規則」で使用期限などが次のように決められております。

- (1) ガス容器は一定期間毎の容器再検査で合格しなくては継続使用することができない。
 - (2) **ガス容器の使用限度は容器検査合格日より15年である。**
 - (3) 15年を過ぎたガス容器は「くず化処理」しなくてはならない。
 - (4) ガス容器を他の車両や一般容器として転用することは禁止されている。
- 細部については最新の「高圧ガス保安法」及び「一般高圧ガス保安規則」を確認ください。